

## 会議録

令和4年度第2回宮古島市教育委員会（臨時会）		
日 時	令和5年3月22日（水） 開会：午後4時6分 閉会：午後4時41分	
場 所	宮古島市役所 3階 会議室②	
出席 委員名	教育長 大城 裕子 教育長職務代理者 中尾 忠作 教育委員 下地 一美 教育委員 前泊 直子	
事務局員	(教育部) 部長：砂川 勤 (生涯学習部) 部長：友利 克 (教育総務課) 次長兼課長：松堂 英彦 総務係長：米田 美香	
説明員	(教育総務課) 次長兼課長：松堂 英彦 (学校教育課) 主事：仲間 あゆみ 課長補佐：平良 文太郎 (生涯学習振興課) 課長：梶原 健次 補佐兼係長：與那嶺 彰成	
議案等	件 名	結 果
議案第47号	会議録署名委員の指名について	可 決
報告第4号	宮古島市教育委員会職員の人事異動について	承 認
報告第5号	臨時代理処分の承認について（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についての委員会可決内容の一部変更について）	承 認
その他	臨時代理処分の承認について（宮古島市文化ホール条例の一部改正について）	承 認

## 会議録

大城教育長	<p>これより令和4年度第2回教育委員会（臨時会）を開催します。</p> <p>本日は、平良智枝子委員が所用により欠席となっておりますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>それでは、日程第1「会議録署名委員の指名について」です。本日の会議録署名委員に、中尾忠祚委員を指名します。よろしくお願ひします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第2「議案第47号 宮古島市教育委員会職員の人事異動について」は人事に関する案件となりますので、秘密会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議なしと認め、宮古島市教育委員会会議規則第9条の規定により、これから審議については秘密会とすることと決定しました。</p> <p>ここで秘密会を解きます。</p> <p>議案第47号については原案のとおり可決されました。</p>
大城教育長	<p>次に日程第3「報告第4号 臨時代理処分の報告について（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についての委員会可決内容の一部変更について）」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p>
学校教育課 仲間主事	<p>報告第4号についてご説明いたします。</p> <p>（資料に基づき説明）</p>
大城教育長	説明が終わりました。お手元の資料を確認し、質疑等があればお願ひします。
中尾委員 学校教育課 仲間主事	経緯について説明をお願いします。
	（詳細説明）

大城教育長	<p>北中学校の校医を1名追加する事になった報告になります。この点についてご質問がございましたらお願ひいたします。</p> <p>( 質疑なし )</p> <p>質疑等なければ、「報告第4号 臨時代理処分の承認について（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についての委員会可決内容の一部変更について）」は承認といたします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第4「報告第5号 臨時代理処分の報告について（宮古島市文化ホール条例の一部改正について）」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p>
生涯学習振興課 梶原課長	<p>報告第5号についてご説明いたします。</p> <p>( 資料に基づき説明 )</p>
大城教育長	説明が終わりました。お手元の資料を確認し、質疑等があればお願いします。
下地委員	資料にある附属設備使用料は、消費税込みの内容ですか。
生涯学習振興課 梶原課長	そうなります。説明として別表の備考欄に記載してあります。
教育部 砂川部長	利用時間は23時まで大丈夫という事ですか。
生涯学習振興課 梶原課長	教育長が特に必要と認めれば可能です。
前泊委員	1年準備期間で令和6年度から指定管理者にもっていく為に整理を行っているんですよね。元々は教育委員会に諮って議会に提案すべきだけども、暇がないという事で、既に議会には出して承認されたんですか。
生涯学習振興課 梶原課長	申し訳ございません。議会の委員会では承認されまして、本会議で最終的に明日検討されます。
前泊委員	1年後に移行するのに、この3月議会じゃないと間に合わない理由を教えてください。

生涯学習振興課 梶原課長	<p>指定管理者制度に移行するにあたり、受け手を公募しなければなりませんので、条例上も指定管理可能だという状態でなければいけません。</p> <p>市の方では一般的に 12 月議会で指定管理者の選定をあげるという事になっていますので、10 月ぐらいに候補者の選定が終わって、11 月までに教育委員会に指定管理を諮っておく必要があります。</p> <p>それ以前に指定管理者の候補者が企画書を持ってこなければならないんですが、その準備期間もやはり数ヶ月はかかるであろうと思っています。</p> <p>また指定管理制度の決定を公表して、受け手の方へいろいろな説明をしなければいけませんので、今の時点でやらないと令和 6 年度のスタートに間に合わないという事になります。</p>
前泊委員 生涯学習振興課 梶原課長	<p>新しい条例は今整理をしている段階という事ですか。</p> <p>明日の議会で通ればこれでいきます。これに附隨する施行規則の方は、教育委員会の規則等審査会が終わりまして、回の定例教育委員会の方にお諮りしたい。そちらの方の整理も終わっております。</p>
前泊委員 生涯学習振興課 梶原課長	<p>指定管理者を導入するというこの議案の内容として、すごく大きいものなのかなと思って、事前に教育委員会に諮って欲しかった内容なのかなと思いました。</p>
大城教育長	<p>おっしゃる通りです。</p> <p>指定管理については令和 3 年度から部内では検討されておりました。教育委員の皆さんにきちんとご説明、ご報告が叶わなかったということは申し訳なく思っております。</p> <p>特にご意見がなければ「報告第 5 号 臨時代理処分の承認について（宮古島市文化ホール条例の一部改正について）」は承認いたします。</p>
大城教育長 教育総務課 松堂次長	<p>次に日程第 5 「その他」で何かありますか。</p> <p>（ 報告第 4 号の字句の訂正について ）</p>

大城教育長	他にありますか。 なければ、以上を持ちまして本日の日程はすべて終了しました。 これで、令和4年度第2回宮古島市教育委員会（臨時会）を閉会します。 お疲れ様でした。
	教育長 大城裕子  会議録署名委員 中尾忠行 